

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年4月30日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 777イ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当初7都道府県であった緊急事態宣言が全国に拡大するなど危機的な状況が続いています。5月6日が期限となっている緊急事態宣言についても一部地域の解除をすれば感染拡大のリスクが増えるとの声もあり、政府は慎重な姿勢をみせています。先行きが見通せない中、新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じられました。今回はその中から固定資産税の軽減措置についてご説明致します。

1. 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて3.0%以上減少している中小事業者等は固定資産税の軽減を受けることができます。なお、原則として業種の限定は有りません。

30%以上 50%未満減少	2分の1軽減
50%以上減少	全額免除

「中小事業者等」とは資本金の額等が1億円以下の法人や常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人など

2. 対象資産と対象税目

中小事業者等の保有する全ての設備等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税並びに事業用家屋に係る都市計画税が対象とされています。

3. 申告と認定経営革新等支援機関等の認定

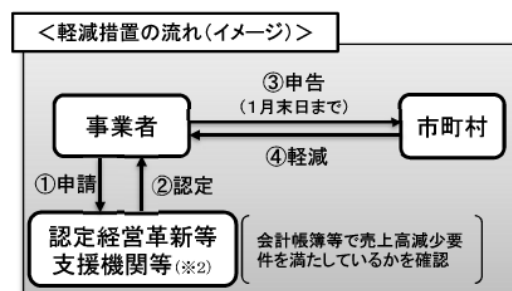
令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、各市町村に申告した場合に適用されます。認定経営革新等支援機関等とは中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うために、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の者に対して国が認定する公的な中小企業支援機関です。

4. 適用時期

- この措置は令和3年度の固定資産税、都市計画税に限定されます。
- 令和2年度の課税分への適用はありませんが、一定の要件を満たした場合には、1年間の納税猶予の適用があります。また、担保は不要で延滞税は免除されます。なお、法人税や消費税なども納税猶予の対象です。

要件：令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期比概ね2.0%以上減少

出典：総務省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）について（地方税関係）」



5. 認定先端設備等導入計画に関する固定資産税の優遇措置の拡充・延長

中小事業者等のうち先端設備等導入計画の認定を受けた者がテレワーク等を導入する為、一定の要件を満たす生産性向上に資する機械装置、器具備品、工具、建物附属設備の設備投資を行った場合には、固定資産税の課税標準が3年間ゼロ～1/2()に軽減されます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資する中小事業者等を支援する為、以下の様に適用対象が拡充され、適用期限が延長されています。

対象資産に一定の事業用家屋と構築物を追加

令和5年3月31日までに終了する事業年度まで2年延長

()特例率は市町村によって異なります。

6. まとめ

新型コロナウイルスの影響により営業自粛等で経営が圧迫される方が増えています。営業自粛でも固定資産税は固定費として掛かってくる為、負担が減ることはありません。売上が減少する中、固定資産税の軽減措置を適用することで少しでも負担を軽くし、この危機を乗り越えて行かれることをご支援いたします。弊社は認定経営革新等支援機関等ですので、ご不明な点、ご相談がございましたらご遠慮なく弊社スタッフにご相談下さいませ。